

◆東海第二発電所から30km圏にお住まいの方へ

※30km圏外の方へ配布されることもあります。

📖 見開きにご覧ください。

原子力広報いばらき

PAZ・UPZ版

第3号

保存版

PAZとは、原発から約5km圏、
UPZとは、約5～30km圏を言います。

「実効性ある避難計画」

策定に向けた主な課題と取組状況について

全県版※において、別途、東海第二発電所の安全性の検証状況などをお知らせしています。

30km圏にお住まいの方には、本広報紙により、順次、避難計画の検討状況の詳細についてお知らせします。

※原子力広報いばらき（全県版）は、県広報紙「ひばり」2月号に折り込まれています。

【取り組んでいる主な課題】

放射線の監視体制の強化

▶ 今回取り上げています

避難先の確保、移動手段の確保、要配慮者の避難、安定ヨウ素剤の配布体制、避難退域時検査体制、屋内退避時の対応、複合災害への対応（停電時の対応、複数の原子力事業所における事故発生時の対応、行政機能の維持）、避難途中でのトラブル対策（ガソリン補給、降雪時の対応等）、避難所の運営、避難先での駐車場の確保、観光客への対応 等

空間放射線量の監視体制 (常時監視と緊急時モニタリング)

(1) モニタリングポスト等による常時監視

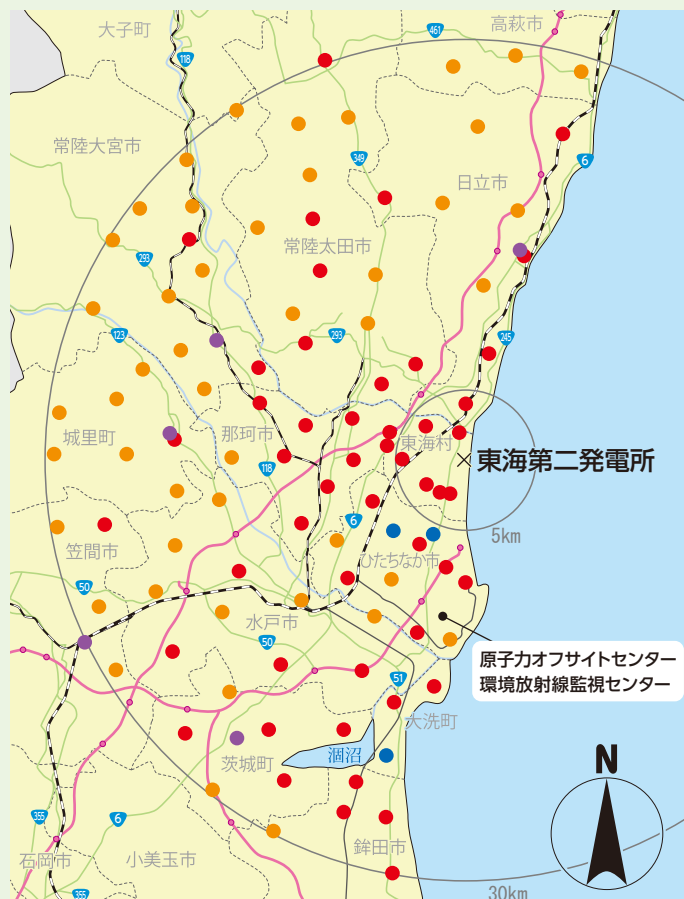
東海第二発電所の周辺地域（おおむね30km圏内）では、万が一の原子力事故に備え、モニタリングポスト等により空間線量率（一定時間当たりの放射線の量）を24時間連続で測定しています。

(2) モニタリングポスト等の設置

緊急時に空間線量率の分布をより正確に把握できるよう、東海第二発電所の周辺地域に、おおむね5km間隔でモニタリングポスト等を設置しています。

- | | |
|--------------------|--------|
| ● (県設置) 空間線量率測定局 | : 50 局 |
| ● (県設置) 簡易型電子線量計 | : 46 台 |
| ● (事業所設置) 空間線量率測定局 | : 3 局 |
| ● (国設置) モニタリングポスト | : 5 台 |

合計：104 局(台)



(3) モニタリングポスト等の例



●：空間線量率測定局



●：簡易型電子線量計



代替用の可搬型モニタリングポスト
測定設備が欠測した際の代替用測定器

県では、地震などにより、モニタリングポスト等の測定や伝送が中断しないよう、機器の耐震化、非常用電源や通信回線の多重化などを図っているほか、万が一の故障などに備え、代替用の可搬型モニタリングポストを保有しています。

(4) 測定結果の公表

空間線量率の測定結果は、原子力規制委員会や県のホームページのほか、市町村庁舎などに設置している表示局でリアルタイムに公表しています。



原子力規制委員会ホームページ



県ホームページ



市町村庁舎などに
設置している表示局

原子力規制委員会
ホームページ



県ホームページ



平常時からの監視

県では、平常時から東海・大洗地区にある原子力施設周辺における空間線量率の測定のほか、土壌や農畜水産物などの環境試料を採取・測定し、原子力施設周辺の環境放射線を監視しています。

測定結果は、県・市町村の代表者や学識経験者で構成される茨城県東海地区環境放射線監視委員会で検討・評価し、環境放射線監視季報や県のホームページで公表しています。

監視季報
(県ホームページ)



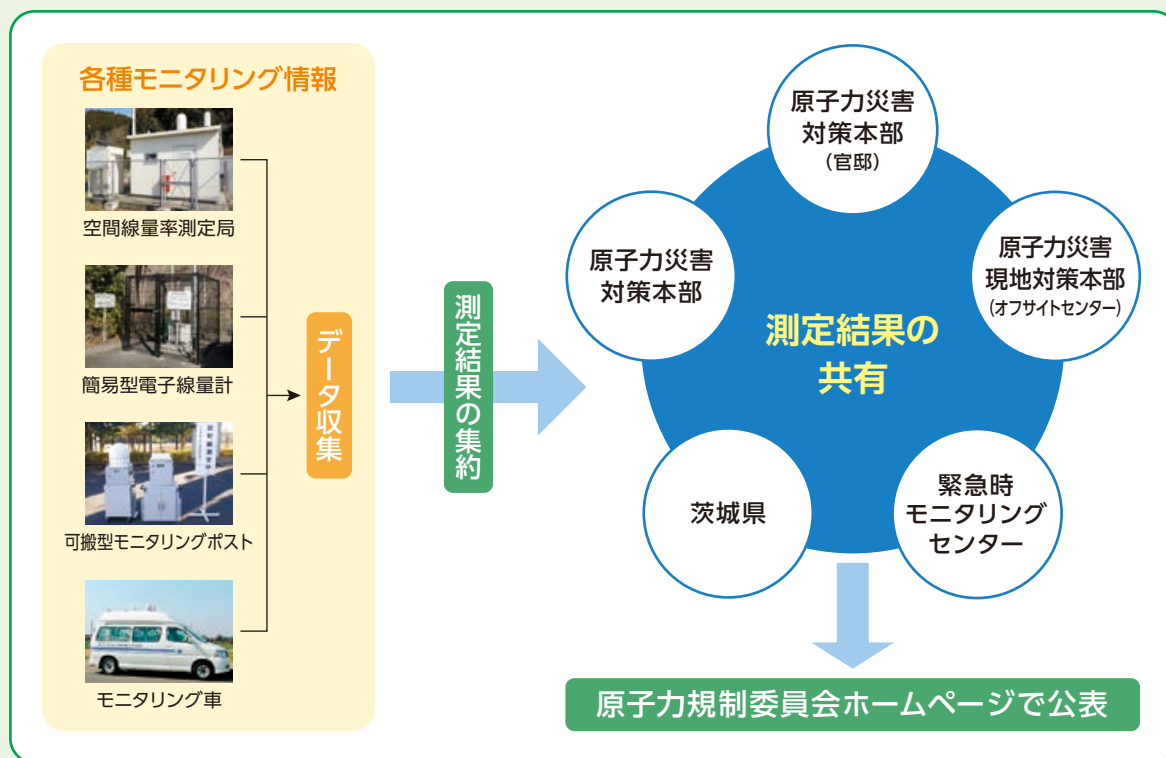
環境放射線監視委員会

緊急時モニタリング体制

万が一、東海第二発電所で原子力事故が発生し、施設敷地緊急事態^{*1}に至った場合は、国は茨城県原子力オフサイトセンター（ひたちなか市）に緊急時モニタリングセンターを設置し、国、県および関係機関が連携し、一元的に事故の影響を測定します。

緊急時モニタリングの結果は、放射線モニタリング情報共有・公表システムにより集約され関係機関が共有します。また、避難などの実施の判断に使用するほか、原子力規制委員会のホームページから誰でも確認することができます。

^{*1} 原子力施設の状況に応じて、警戒事態→施設敷地緊急事態→全面緊急事態の3つに区分される2番目の段階



原子力災害時の避難などの実施

原子力事故が発生し、放射性物質の放出の可能性が高まった全面緊急事態^{*2}では、次の行動をとっていただくことになります。

PAZ（おおむね 5km 圏）にお住まいの方

⇒UPZ 外に避難します。

UPZ（おおむね 5 ～ 30km 圏）にお住まいの方

⇒屋内退避を行います。

⇒また、放射性物質が放出された場合には、緊急時モニタリングの結果で空間放射線量率が一定値を超えた区域（下表）にお住まいの方は、1 週間程度内に一時移転などを行います。

^{*2} 原子力施設の状況に応じて、警戒事態→施設敷地緊急事態→全面緊急事態の3つに区分される3番目の段階

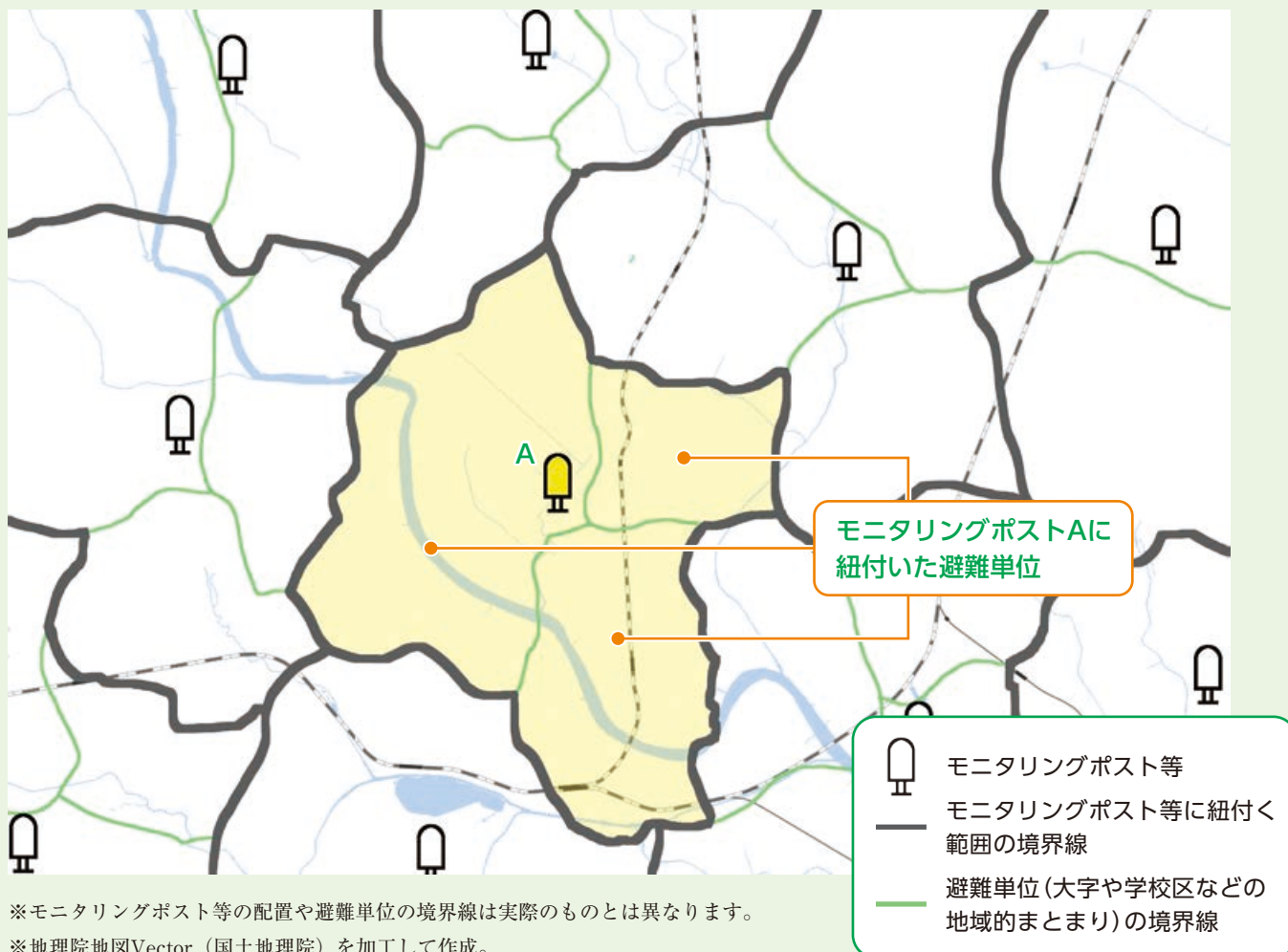
（1）避難などの基準

基準値	500 μ Sv/h（マイクロシーベルト毎時）	20 μ Sv/h（マイクロシーベルト毎時）
実施する対応（防護措置）	数時間内を目途に区域を特定し、 避難 などを実施（移動が困難な者の一時屋内退避を含む）	1日以内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに1週間程度内に 一時移転 を実施

(2) 避難対象区域

- ・避難や一時移転は、おおざ大字や学区区などの地域的まとまり（避難単位）ごとに判断します。
- ・緊急時モニタリング結果に基づき避難対象区域を迅速に特定できるよう、事前にモニタリングポスト等と避難単位の紐付けを行っています。
- ・モニタリングポスト等の設置場所に応じて、複数の避難単位を紐付けている場合もあります。

モニタリングポスト等と避難単位の紐付けのイメージ



《主な検討事項》

- 複合災害時に、測定局自体が被災し使用できなくなった場合に備え、あらかじめ整備している可搬型モニタリングポストや予備発電機によるバックアップ体制を確実にするため、今後、操作マニュアルの整備や訓練の実施などにより体制強化を図ってまいります。
- 緊急時のモニタリング業務を行う環境放射線監視センター（ひたちなか市西十三奉行）の周辺に、一時移転などの指示が出された場合にも業務が継続できる対策を検討してまいります。

▶今後の紙面作成の参考とさせていただきますので、ご意見がございましたら下記までお寄せください。

茨城県防災・危機管理部 原子力安全対策課 企画・防災グループ

住所：〒310-8555 水戸市笠原町978番6 TEL:029(301)2922 FAX:029(301)2929

E-mail: gentai1@pref.ibaraki.lg.jp

茨城県 原子力安全対策課

検索



古紙パルプ配合率70%再生紙を使用